

島田市告示第184号

島田市災害時協力井戸登録制度実施要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

島田市長 染谷 絹代

島田市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が所有し、又は管理する井戸を災害時協力井戸として登録することにより、災害時における地域住民等の生活用水の水源の確保を図り、もって共助による地域防災力の充実強化の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活用水 清掃、洗濯等の日常生活の用に供される水をいう。

(2) 災害時協力井戸 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定がされている井戸及び防火井戸（同項の規定による消防水利の指定がされていない井戸であって、消防の用に供するために設置されているものをいう。）以外の井戸であって、災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市長の登録を受けたものをいう。

(登録の申請)

第3条 井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、災害時協力井戸の登録を受けようとするときは、災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

(2) 井戸の写真

(3) 井戸の所在地の土地を所有し、又は管理していることを確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、災害時協力井戸として登録するものとする。

(1) 市内に所在していること。

(2) 現に使用しており、かつ、今後も引き続き使用する予定であること。

(3) 災害等による断水の発生時に、地域住民等に井戸水を生活用水として無償で提供することができること。

(4) 災害等による断水の発生時に、地域住民等が安全に使用することができることと見込まれる場所にあること。

(5) 井戸の所在地の公表に関してその所有者等の同意があること。

2 市長は、前項の規定により登録したときは、前条の申請書を提出した者に災害時協力井戸登録証（様式第2号）及び災害時協力井戸指定標識（様式第3号）を交付

するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により登録したときは、遅滞なくその所在地を公表するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から、同日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 市長は、登録の有効期間が満了する前に第4条第2項の登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)に対し登録の更新を受ける意思の有無を確認し、更新の意思があるときは、有効期間を5年間延長するものとする。

(標識の設置等)

第6条 登録者は、第4条第2項の規定により交付を受けた災害時協力井戸指定標識を災害時協力井戸の見やすい場所に設置するものとする。

- 2 登録者は、災害時協力井戸の適切な維持管理に努めるものとする。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録の内容に変更があったときは、災害時協力井戸変更登録申請書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録の内容を変更し、災害時協力井戸変更登録証(様式第5号)により、前項の申請書を提出した者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録者は、災害時協力井戸の登録の抹消を申し出るときは、災害時協力井戸登録抹消申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったとき、又は災害時協力井戸が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 登録者による維持管理が十分に行われていないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。

- 3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、災害時協力井戸登録抹消通知書(様式第7号)により、登録の抹消を受けた者(次項において「登録抹消者」という。)に通知するものとする。

- 4 登録抹消者は、遅滞なく第4条第2項の規定により交付を受けた災害時協力井戸指定標識を市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。